



福医事第 0509002 号
平成 28 年 5 月 9 日

四病院団体協議会

一般社団法人日本病院会

会長 堺 常雄 様

公益社団法人全日本病院協会

会長 西澤 寛俊 様

一般社団法人日本医療法人協会

会長 加納 繁照 様

公益社団法人日本精神科病院協会

会長 山崎 學 様

独立行政法人福祉医療機構
福祉医療貸付部長



平成 28 年熊本地震により被害を受けた医療関係施設の開設者
に対する災害融資に関する特別措置について

当機構の業務に関しましては、平素から種々ご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記災害融資に関する特別措置について、別紙のとおり貸付対象等が定められましたので通知いたします。

つきましては、当該区域に所在する被災医療関係施設の開設者に対する当機構融資の特別措置について、ご指導方よろしくお願い申し上げます。

平成28年熊本地震により被害を受けた医療関係施設の開設者に対する災害融資に関する特別措置に伴う災害復旧資金については、下記のとおり取り扱う。

記

1. 特別措置の対象範囲

平成28年熊本地震により被害を受けた熊本県の区域内に事業所を有する医療関係施設の開設者であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市長その他相当な機関から受けた者の災害復旧に係る資金

2. 特別措置の対象とする貸付金限度額

災害復旧資金の貸付金のうち1施設当たり1,000万円まで。

ただし、上記の金額は、本特別措置の対象とする貸付けが、当機構のほか、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫においても取り扱われることとなっているので、3機関の貸付額を合わせた額とする。

3. 特別措置の適用利率及び適用期間

平成28年4月14日から平成28年10月31日までに災害復旧資金の貸付を受ける者について、貸付資金毎に通常適用する利率にかかわらず貸付後3年間は通常適用する利率から0.9%を控除した率、4年目以降の期間については、契約時において通常適用する利率とする。

4. 特別措置による災害復旧資金を申込む場合の被害証明書

被災医療関係施設の開設者が、「通常適用する利率から0.9%を控除した率」の貸付けを希望する場合は、借入申込書に次の証明書を添付すること。

・様式1

平成28年熊本地震による災害被害証明書

平成 2 8 年熊本地震による災害被害証明書

事業所名
事業所在地
事業主名
事業種類

被害状況

1. 事業所

全壊、流失、半壊、床上浸水、その他（ ）

2. 主要な事業用資産

資産名

被害状況

①	全壊、流失、半壊、床上浸水、その他（ ）
②	〃
③	〃
⋮	〃
⋮	〃

上記のとおり証明をお願い致します。

平成 年 月 日

事業主名

印

上記のとおり被害を受けたことを証明する。

平成 年 月 日

市町村長名

印

災害復旧資金（激甚災害指定を受け貸付利率優遇がある場合）について

1. 災害復旧資金のご融資について

(1) 対象となる方と貸付金の種類

① 対象となる方

- (イ) 激甚災害に指定された災害により被害を受けた特定の区域内に事業所を有する医療関係施設等の開設者であって、
- (ロ) 事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる被害を受けた旨の証明（機構所定の様式）を市区町村長その他相当な機関から受けた方。

② 貸付金の種類

甲種増改築資金、乙種増改築資金、機械購入資金、長期運転資金となります。

①の(ロ)の場合は、長期運転資金以外は通常貸付となります。

(2) 災害復旧に係る新規のご融資の優遇内容

① 融資率

災害復旧資金	通 常
90%	60%~80% ※

※病院の乙種増改築資金と助産所の通常分の融資率は60%になります。

② 貸付限度額

各種資金は通常の貸付限度額の2倍の範囲内となります。

(イ) 甲種増改築資金・乙種増改築資金

	災害復旧資金	通 常
病 院	14億4,000万円	7億2,000万円
診 療 所	10億円	5億円
介護老健	14億4,000万円	7億2,000万円

※増改築資金には取壊し新築等建替え事業を含み、仮設建物の建設又は既設建物の補修等に要する資金も対象とします。

(ロ) 機械購入資金

	災害復旧資金	通常
病院	14億4,000万円	7億2,000万円
診療所	5,000万円	2,500万円
介護者健	1億円	5,000万円

※病院の機械購入資金については、1品5,000万円以上の高額医療機器に限ります。

(ハ) 長期運転資金

	災害復旧資金	通常
病院	3,000万円	1,500万円
診療所	600万円	300万円
介護者健	2,000万円	1,000万円

③ 無担保貸付額

②の(イ)から(ハ)の貸付額の合計額500万円を上限とする無担保のご融資が可能です。

④ 償還(据置)期間

機械購入資金、長期運転資金については最長6月延長できます。

(イ) 機械購入資金

		災害復旧資金	通常
償還期間 (うち据置期間)	病院の 先進医療機器	最長10年6月 (最長1年)	10年 (6月)
	上記以外の 医療機器・備品	最長5年6月 (最長1年)	5年 (6月)

※病院の機械購入資金については、1品5,000万円以上の高額医療機器に限ります。

(参考)

(口) 長期運転資金

	災害復旧資金	通常
償還期間 (うち据置期間)	最長3年6月 (最長1年)	3年 (6月)

(参考) 増改築資金 (期間延長はありません)

		耐火構造	その他構造
償還期間 (うち据置期間)	病院	最長30年 (最長3年)	最長15年 (最長2年)
	診療所	最長20年 (最長1年)	最長15年 (最長1年)
	介護老健	最長30年 (最長3年)	最長15年 (最長2年)

⑤ 貸付利率

貸付契約締結後3年間貸付金額1千万円まで、通常の貸付利率を0.9%引き下げる優遇措置を実施しております。ただし、下限利率は0.2%までとなります。

貸付利率は、契約締結時の利率が適用されます。10年ごとに金利を見直しする制度もあります。

貸付利率の詳細につきましては、償還期間等によって異なる場合がございますので、お問い合わせください。

※ 保証人の免除を希望する場合は、上記利率に0.15%が上乗せされます。

※ 利率は、金利情勢に合わせて見直しております。

2. 新規のご融資についてのお問い合わせ先

東日本（北海道から三重県まで）に施設所在地があるお客さま

◆福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係

Tel: 03-3438-9940

Fax: 03-3438-0659

西日本（福井県から鹿児島県まで）に施設所在地があるお客さま

◆大阪支店 医療審査課 融資相談係

Tel: 06-6252-0219

Fax: 06-6252-0240

3. 既往のご融資（返済条件の緩和）についてのお問い合わせ先

被災地の貸付先であって直接被害を受け、又は直接被害を受けなかったが取扱患者の減少等により元金の償還が困難となった開設者の方については、被災時から6月を超えない範囲内での約定元金の償還猶予をはじめ、返済条件の緩和をご案内できる場合がございますのでご相談ください。

お問い合わせ先

◆顧客業務部 顧客業務課

Tel: 03-3438-9939

Fax : 03-3438-0248